

傷害特約(2022) 目次

(2022年4月実施)

第1編 この特約の締結に関する規定

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の保険期間および保険料払込期間

第2編 この特約の保険給付に関する規定

- 第3条 保険金・給付金の支払
- 第4条 保険金・給付金を支払わない場合

第3編 この特約の締結後の取扱いに関する規定

- 第5条 総則
- 第6条 中途付加された特約の責任開始期
- 第7条 特約保険金額の自動減額等
- 第8条 特約の払戻金
- 第9条 特約の更新
- 第10条 普通保険約款の規定の適用

傷害特約(2022)

第1編 この特約の締結に関する規定

(特約の締結)

第1条 この特約は、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出により、特約組立型総合保険契約に定期保険特約、収入保障特約＜逓減型＞または生存給付金付定期保険特約（以下「定期保険特約等」といいます。）とあわせて付加して締結します。この場合、会社は、この特約が付加された特約組立型総合保険契約の普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の告知義務に関する規定にもとづき、契約者または被保険者に対しこの特約に関する告知を求めます。

(特約の保険期間および保険料払込期間)

第2条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めるものとします。

第2編 この特約の保険給付に関する規定

(保険金・給付金の支払)

第3条 この特約において、普通保険約款の保険金等の支払に関する規定に定める「支払事由」とは、第2項各号の保険金ごとにそれぞれ当該各号に定める支払事由をいい、会社は、これらの支払事由が生じた場合に、この特約および普通保険約款の規定にしたがい、保険金を支払います。

2 この特約の保険金の名称、支払事由、支払額および受取人は、次のとおりです。

号	名称	支払事由	支払額	受取人
(1)	災害保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に次のアまたはイのいずれかの事由に該当したとき。 ア. この特約の責任開始 ^{【備考1】} 期以後に発生した不慮の事故（別表11）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。 イ. この特約の責任開始 ^{【備考1】} 期以後に発病した感染症（別表12）を直接の原因として死亡したとき。	特約 保険金額	普通保険約款に定める死亡給付受取人

第3条 備考

【備考1】責任開始

この特約の復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始とします。

(2)	障害給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、特約の責任開始【備考11】期以後に発生した不慮の事故（別表11）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表13）に該当したとき。	第4項第2号に定める金額	普通保険約款に定める傷害疾病給付受取人
-----	-------	---	--------------	---------------------

3 災害保険金および障害給付金の受取人を前項に定める者以外の者に変更することはできません。

4 災害保険金および障害給付金の支払にあたっては、第2項の規定によるほか、次の各号に定めるところによります。

(1) 被保険者が生死不明の場合でも、被保険者が死亡したものと会社が認めるときは、第2項第1号の災害保険金を支払います。

(2) 第2項の障害給付金の支払額は、特約保険金額に、被保険者が該当した身体障害の状態（別表13）の等級に応じた給付割合を乗じた金額とします。

(3) 会社は、災害保険金を支払う場合に、障害給付金について次のいずれかに該当する事実があるときは、特約保険金額にその該当する障害給付金の給付割合を乗じた金額の合計額を災害保険金から差し引いて支払います。

ア. 災害保険金の支払原因となった不慮の事故（別表11）と同一の不慮の事故による障害給付金をすでに支払っているとき。

イ. 災害保険金の支払原因となった不慮の事故（別表11）と同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受け、まだ支払っていないとき。

(4) 災害保険金が支払われた場合には、その支払後に災害保険金の支払原因となった不慮の事故（別表11）と同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(5) この特約による障害給付金の支払は、給付割合を通算して10割をもって限度とします。

(6) この特約の保険期間満了の日に、身体障害の状態（別表13）のうち回復の見込がないことが明らかでないために障害給付金が支払われない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その原因となった不慮の事故の日からその日を含めて180日以内にその状態の回復の見込がないことが明らかになったときは、この特約の保険期間中に身体障害の状態（別表13）に該当したものとみなして障害給付金を支払います。

（保険金・給付金を支払わない場合）

第4条 前条第2項各号に定める支払事由に該当した場合でも、次の免責事由に該当するときは、会社は、前条の保険金または給付金を支払いません。

号	保険金・給付金の免責事由	
(1)	災害保険金を支払わない場合	次のいずれかにより被保険者が災害保険金の支払事由に該当したとき。 ア. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 イ. 死亡給付受取人の故意または重大な過失 ウ. 被保険者の犯罪行為 エ. 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 キ. 地震、噴火または津波 ク. 戦争その他の変乱

(2)	障害給付金を支払わない場合	<p>次のいずれかにより被保険者が障害給付金の支払事由に該当したとき。</p> <p>ア. 契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>イ. 傷害疾病給付受取人が被保険者とは別に定められているときは、その者の故意または重大な過失</p> <p>ウ. 被保険者の犯罪行為</p> <p>エ. 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>キ. 地震、噴火または津波</p> <p>ク. 戦争その他の変乱</p>
-----	---------------	--

- 2 被保険者が死亡給付受取人の故意または重大な過失によって災害保険金の支払事由に該当した場合でも、その受取人が災害保険金の一部の受取人であるときは、災害保険金のうちその受取人が受け取るべき金額を除いた残額を他の死亡給付受取人に支払います。被保険者が傷害疾病給付受取人の故意または重大な過失によって障害給付金の支払事由に該当した場合も同様とします。
- 3 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって災害保険金または障害給付金の支払事由に該当した場合でも、その原因によって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときは、会社は、その影響の程度に応じ、災害保険金または障害給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第3編 この特約の締結後の取扱に関する規定

(総則)

第5条 第2編（この特約の保険給付に関する規定）の規定のほか、この特約が締結されたから消滅するまでのこの特約の取扱については、本編に定めるところによります。

(中途付加された特約の責任開始期)

第6条 普通保険約款の会社の責任開始期に関する規定にかかわらず、特約組立型総合保険契約の締結後に当該保険契約に付加されたこの特約については、会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 会社が、この特約の付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
この特約の第1回保険料を受け取った時
- (2) 会社が、この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の付加を承諾した場合
次のいずれか遅い時
 - ア. この特約の第1回保険料相当額を受け取った時
 - イ. 被保険者に関する告知を受けた時

(特約保険金額の自動減額等)

第7条 この特約とあわせて特約組立型総合保険契約に付加されている定期保険特約等（この特約の締結後に付加された会社の定める特約を含みます。以下本条および第9条において同じ。）の死亡保険金額および換算保障額^{【備考1】}の合計額（以下「死亡保険金等の合計額」といいます。）が定期保険特約等の解約または保険期間の満了等により減少したために、当該死亡保険金等の合計額に対するこの特約の保険金額の割合が会社の定める限度をこえるにいたった場合には、その限度を満たす範囲までこの特約の保険金額を減額するものとします。ただし、定期保険特約等の死亡保険金等の合計額が「0」となった場合、または減額後のこの特約の保険金額が会社の定める金額を下回ることとなる場合は、この特約は解約されたものとします。

- 2 この特約とあわせて特約組立型総合保険契約に付加されている定期保険特約等の一部が解約された場合に、この特約の保険期間満了の日が残存する定期保険特約等の保険期

第7条 備考

【備考1】換算保障額

収入保障特約<逓減型>等の特約年金の支払事由が生じた日において、年金支払期間中に支払うべき特約年金を一括支払するときの金額をいいます。

間満了の日をこえるときは、この特約は定期保険特約等の一部の解約と同時に解約されたものとし、

- 3 第1項の規定によりこの特約の保険金額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の払戻金)

第8条 この特約については、払戻金はありません。

(特約の更新)

第9条 この特約の保険期間が満了する場合で、この特約とあわせて特約組立型総合保険契約に付加されている定期保険特約等の保険期間が同時に満了し定期保険特約等が更新されるときは、契約者が保険期間満了の日の2ヵ月前までに反対の意思を会社に書面で通知しない限り、この特約も更新して継続されます。ただし、次のいずれかに該当する場合には更新できません。

(1) この特約の保険期間を歳満期で定めているとき。

(2) 更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき。

- 2 この特約が更新された場合、更新後のこの特約について、第3条（保険金の支払）の規定、この特約とあわせて付加されている特約の保険料の払込免除の規定および普通保険約款の告知義務違反による解除の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。

- 3 第1項第2号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号の規定に該当しない場合には、会社がこの特約と同種の他の特約の付加を取り扱っているときに限り、更新の取扱に準じて、会社の指定するこの特約と同種の他の特約を更新時に付加します。この場合、前項の規定を準用し、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続したものとして取り扱います。

- 4 定期保険特約等の特約条項に定める更新後の特約の保険期間、保険金額および第1回保険料の払込ならびに更新後の特約に適用される特約条項および保険料率等に関する規定は、この特約の更新の場合に準用します。

(普通保険約款の規定の適用)

第10条 この特約に別段の定めのない事項については、普通保険約款の規定によるものとします。

別表につきましても、273ページをご参照ください。